

少年審判規則の改正に関する要綱案の補足説明

第1 書類の電子化に関する規定の整備**1 電磁的記録による決定書の作成等****(1) 決定書の作成等（第2条関係）**

ア 裁判官が、決定書を電磁的記録をもって作成するときは、当該決定書には、当該決定書が決定をした裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該決定書の改変を防止するために必要な措置をとらなければならないものとする。

イ 裁判長がアの措置をとることができないときは他の裁判官の一人が、他の裁判官が当該措置をとることができないときは裁判長が、決定書にその事由を記録しなければならないものとする。

ウ 裁判官は、決定書を書面をもって作成したときは当該決定書に記載した事項を、決定書を電磁的記録をもって作成したときは当該決定書をそれぞれファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該決定書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りではないものとする。

(2) 陳述録取調書等の作成（第12条関係）

ア 家庭裁判所は、少年、保護者又は参考人の陳述が事件の審判上必要であると認めるときは、裁判所書記官に命じて、これを調書（以下、イにおいて「陳述録取調書」という。）に記載させ、又は記録させるものとする。

イ 裁判所書記官は、陳述録取調書を電磁的記録をもって作成するときは、陳述者に陳述録取調書の内容が相違ないことを確認した旨を当該陳述録取調書上明らかにする措置をとらせなければならないものとする。

ウ 家庭裁判所調査官は、少年、保護者又は参考人の陳述が事件の審判上必要であると認めるときは、当該陳述の要旨を記載し、又は、記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとする。

(3) 審判調書の作成等（第34条関係）

ア 裁判所書記官は、審判調書を電磁的記録をもって作成するときは、当該審判調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該

審判調書の改変を防止するために必要な措置をとらなければならないものとする。

イ 裁判長は、アの審判調書の内容を確認したことを当該審判調書上明らかにする措置をとらなければならないものとする。

ウ 裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を当該審判調書に記録するとともに、当該審判調書の内容を確認したことを当該審判調書上明らかにする措置をとらなければならないものとする。

エ いずれの裁判官にも差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を当該審判調書に記録しなければならないものとする。

オ 裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長が、その事由を当該審判調書に記録すれば足りるものとする。

カ 裁判所書記官は、審判調書を書面をもって作成したときは、当該審判調書に記載した事項を、審判調書を電磁的記録をもって作成したときは当該審判調書をそれぞれファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該審判調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとする。

(説明)

- (1) 裁判官が、決定書を電磁的記録をもって作成する場合に当該決定書に自らが作成者である旨を表示するとともに当該決定書の改変を防止するために必要な措置をとらなければならないものとしている。具体的には、当該決定書に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）をすることなどを想定している。

決定書を書面をもって作成する場合も電磁的記録をもって作成する場合も、ファイルに記録して管理することが適切であることから、当該決定書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときを除いて、当該決定書に記載した事項等をファイルに記録しなければならないこととしている。

- (2) 書面をもって作成される陳述録取調書に陳述者の署名押印を求めているのは、陳述者に当該陳述録取調書に記載された内容の正確性を確認させる趣旨であるところ、陳述録取調書を電磁的記録をもって作成する場合については、裁判所書記官が陳述者にその内容が相違ないことを確認した旨を当該陳述録取調書上明らかにする措置をとらせることとしている。この陳述者にとらせ

る措置は、具体的には、電磁的記録である陳述録取調書に電子サインをさせることなどを想定している。電子サインは電子署名とは異なるものであり、具体的には、液晶サインパッドを用いて陳述者に氏名を記入させ、その画像データを調書に取り込むなどの方法を想定している。

また、家庭裁判所調査官が少年等から陳述を聴取した際には、家庭裁判所調査官が陳述の要旨を記録した電磁的記録を作成することができるものとしている。なお、現行規則第12条は、家庭裁判所調査官に対しても、陳述録取調書の作成を命ずることができることを前提に、家庭裁判所調査官がこれに代えて陳述の要旨を記載した書面を作成することができる旨の規定となっているが（同条第1項、第3項参照）、家庭裁判所調査官が少年等から陳述を聴取した際には、同条第3項の陳述の要旨を記載した書面を作成する実務が定着しており、陳述録取調書を作成する必要性も相当性もないことから、同条第1項の陳述録取調書の作成主体から家庭裁判所調査官を除くこととしている。

- (3) 書面をもって作成する審判調書には、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印することとされているが、審判調書を電磁的記録をもって作成する場合には、裁判所書記官が、当該審判調書に自らが作成者である旨を表示するとともに当該審判調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長が当該審判調書の内容を確認したことを当該審判調書上明らかにする措置をとることとしている。いずれの措置も、具体的には、電子署名をすることなどを想定している。

上記(1)の決定書と同様に、審判調書もファイルに記録して管理することが適切であることから、原則として、審判調書に記載した事項等をファイルに記録しなければならないこととしている。

2 電磁的記録による執行指揮（第4条関係）

- (1) 第4条第1項の裁判官による決定と同行状の指揮は、少年の氏名及び年齢、決定の主文、告知の年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（以下「執行指揮書」という。）によりこれをし、執行指揮書に、次のア又はイに掲げるものを添えなければならないものとする。

ア 決定書が書面による場合若しくは決定を書面である調書に記載された場合又は同行状が書面による場合 当該決定書若しくは当該調書の謄本若しくは抄本又は当該同行状

イ 決定書が電磁的記録による場合若しくは決定を電磁的記録である調

書に記録させた場合又は同行状が電磁的記録による場合 当該決定書、当該調書若しくは当該同行状若しくはこれらを印刷した書面又は当該決定書、当該調書若しくは当該同行状に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であって、その内容が当該決定書、当該調書若しくは当該同行状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

- (2) (1)のほか、（ア）決定書が書面による場合若しくは決定を書面である調書に記載させた場合又は同行状が書面による場合にあっては、当該決定書の原本、(1)アの謄本若しくは抄本又は当該同行状に裁判官が押印して、（イ）決定書が電磁的記録による場合若しくは決定を電磁的記録である調書に記録させた場合又は同行状が電磁的記録による場合にあっては、当該決定書、当該調書若しくは当該同行状若しくはこれらを印刷した書面又は当該決定書、当該調書若しくは当該同行状に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であって、その内容が当該決定書、当該調書若しくは当該同行状に記録されている事項と同一であることの証明がされたものに裁判官が押印し、又は執行を指揮する旨を明らかにする措置をとって、その指揮をすることができるものとする。
- (3) (1)の執行指揮書には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、第4条第1項の指揮をする裁判官が、当該ア又はイに定める措置をとらなければならないものとする。
- ア 執行指揮書を書面をもって作成する場合 押印すること。
- イ 執行指揮書を電磁的記録をもって作成する場合 執行指揮書が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該執行指揮書の改変を防止するために必要な措置をとること。
- (4) 急速を要するときは、(1)にかかわらず、執行指揮書に(1)ア又はイに掲げるものを添えることを要しないものとする。

(説明)

- (1) 現行規則第4条第1項による決定又は同行状の指揮は、決定書の原本、決定書若しくは決定を記載した調書の謄本若しくは抄本又は同行状に押印して行うことを原則としているが（同条2項本文）、デジタル化後は、決定書等が電磁的記録をもって作成された場合には改変を防止する措置が施された上でファイルに記録されるため、当該措置をとられた決定書等に重ねて執行指揮のための押印に代わる措置等をとることはできない。そこで、原則として、

【機密性 2】

決定書等とは別途、執行指揮書を作成し、決定書等の添付を要することとし、その記載事項については現行規則第4条第2項ただし書の場合に作成する書面と同様としている。ただし、現行規則第4条第2項本文と同様に決定書原本等に押印して指揮する方法のほか、電磁的記録である決定書等を印刷した書面に押印することによる指揮や、決定書等に記録されている事項の一部を記録した電磁的記録であって、その内容が当該決定書等と同一であることの証明がされたものに裁判官が執行を指揮する旨を明らかにする措置（押印に代わる措置であり、具体的には電子署名をすることなどを想定している。）をとることによる指揮をも行えることとしている。

- (2) 急速を要するときは、決定書等を添付することなく、書面又は電磁的記録である執行指揮書により指揮することができるものとしている。

(参考)

(1) 執行指揮書に決定書等を添付する方法	執行指揮書（書面）に決定書等（書面）を添付して行う
	執行指揮書（電磁的記録）に決定書等（電磁的記録）を添付して行う
(2) 決定書等に押印等をする方法	決定書等（書面）に押印して行う
	決定書等（電磁的記録）に押印に代わる措置して行う
(3) 急速を要するときの方法	執行指揮書（書面）により行う
	執行指揮書（電磁的記録）により行う

（執行指揮書には、裁判官が押印又は押印に代わる措置をとることとなる。）

3 電磁的方法による閲覧・謄写等

(1) 電磁的方法による閲覧・謄写等（第7条関係）

ア 保護事件の記録又は証拠物を、第7条第1項の許可を受けて閲覧し、若しくは謄写する場合又は第7条第2項の規定により閲覧する場合において、当該記録又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

イ 電磁的記録の内容の表示又は再生は、次の（ア）又は（イ）に掲げ

る方法のうち、裁判所が定めるものとする

(ア) 電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と第 7 条第 1 項の許可を受けた者又は付添人の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該電磁的記録の内容を第 7 条第 1 項の許可を受けた者又は付添人の使用に係る電子計算機の映像面に表示し、又は再生する方法

(イ) 当該電磁的記録の内容を裁判所設置端末（電磁的記録の閲覧及び謄写の用に供する目的で裁判所の構内に設置された電子計算機をいう。以下同じ。）の映像面に表示し、又は再生する方法

ウ 電磁的記録の複写は、次の（ア）又は（イ）に掲げる方法のうち、裁判所が定めるものとする

(ア) 電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と第 7 条第 1 項の許可を受けた者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該電磁的記録に記録されている事項を第 7 条第 1 項の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法

(イ) 裁判所設置端末に記録媒体を接続させ、当該裁判所設置端末を用いて当該電磁的記録に記録されている事項を当該記録媒体に記録させる方法

(2) 被害者等による電磁的方法による閲覧・謄写等（第 7 条の 3 関係）

法第 5 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録の内容の表示又は再生の方法及び電磁的記録の複写の方法は、それぞれ次のア又はイに掲げる方法のうち、裁判所が定めるものとする

ア 電磁的記録の内容の表示又は再生は、（ア）又は（イ）に掲げる方法のうち、裁判所が定めるものとする

(ア) 電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と法第 5 条の 2 第 1 項に規定する被害者等又はその委託を受けた弁護士の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該電磁的記録の内容を法第 5 条の 2 第 1 項に規定する被害者等又はその委託を受けた弁護士の使用

に係る電子計算機の映像面に表示し、又は再生する方法

(イ) (1)イ(イ)と同じ

イ 電磁的記録の複写は、(ア)又は(イ)に掲げる方法のうち、裁判所が定めるものとする。

(ア) ア(ア)の電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録に記録されている事項を法第5条の2第1項に規定する被害者等又はその委託を受けた弁護士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法

(イ) (1)ウ(イ)と同じ

(3) 検察官による電磁的方法による閲覧(第30条の5、第42条の3関係)

ア 保護事件の記録又は証拠物を、第30条の5第1項の規定又は第42条の3第1項の規定により閲覧する場合において、当該記録又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

イ 電磁的記録の内容を表示し、又はその内容を再生する方法は、次の(ア)又は(イ)に掲げる方法のうち、裁判所が定めるものとする。

(ア) 電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と検察官の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該電磁的記録の内容を検察官の使用に係る電子計算機の映像面に表示し、又は再生する方法

(イ) (1)イ(イ)と同じ

(説明)

法第5条の2第1項は、被害者等による電磁的記録の閲覧及び謄写の方法について規定しているところ、それ以外の者による電磁的記録の閲覧及び謄写の方法についても同様の規律を設けるとともに、その方法の内容を具体化する規律を置くものとしている。

電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとしており、具体的方法については、①電子情報処理組織を使用して閲覧申請者等の使用に係る電子計算機の映像面において表示し、若しくは再生する方法又は②裁判所設置端末の映像面に

において表示し、若しくは再生する方法のうち、裁判所が定めるものによりすることとしている。

電磁的記録の謄写は、これを複写若しくは印刷する方法、又は、その内容を表示し、若しくは再生したものを記載する方法若しくは記録する方法によるものとしている。このうち、複写については、電子情報処理組織を使用して謄写申請者の使用に係る電子計算機にダウンロードする方法、又は、裁判所設置端末を用いて記録媒体に電磁的記録に記録されている事項を記録させる方法のうち、裁判所が定めるものによりすることとしている。また、電磁的記録の内容を表示等したものを「記載」する方法については、裁判所設置端末の映像面に表示等したものを書き写したり反訳したりすることを想定しており、電磁的記録の内容を表示等したものを「記録」する方法については、裁判所設置端末の映像面に表示等したものを撮影し、又は録音することを想定している。

4 電子情報処理組織による申立て等

- (1) 法第5条の4第1項に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とするものとする。
- (2) 申立て等(法第5条の4第1項に規定する申立て等をいう。以下同じ。)であって、規則の規定により書面をもってするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、(1)の電子情報処理組織を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができるものとする。
- (3) 法第5条の4第1項又は(2)の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により行う申立て等は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申立て等に係る書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、当該申立て等をする者の使用に係る電子計算機から当該電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。
- (4) (3)の申立て等(検察官、司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者による申立て等を除く。)をする者は、あらかじめ、当該者に係る識別符号及び暗証符号を当該者の使用に係る電子計算機から入力しなければならないものとする。

- (5) 数人が共同して(3)の申立て等（検察官、司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者による申立て等を除く。）をする場合においては、当該申立て等をする者のうち一部の者（以下「入力者」という。）が、当該入力者に係る識別符号及び暗証符号を当該入力者の電子計算機から入力し、入力者以外の者が、当該者が入力者と共同して申立て等を行う旨を記載した書面の画像情報及び当該入力者以外の者に係る識別符号を当該電子計算機から入力することにより行うものとする。
- (6) 法第5条の4第1項又は(2)の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により申立て等をする場合において、当該申立て等に関する規則の規定により署名押印又は記名押印をすることとされているものについては、当該申立て等をする者（検察官、司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者を除く。）は、当該規定にかかわらず、当該署名押印又は記名押印に代えて、氏名又は名称を明らかにする措置をとらなければならないものとする。
- (7) (6)の氏名又は名称を明らかにする措置は、(1)の電子情報処理組織を使用して、申立て等をする者の使用に係る電子計算機から識別符号及び暗証符号を入力するものとする。
- (8) 検察官及び弁護士である付添人が書面により申立て等をするときは、当該書面に、法第5条の4第3項に規定する事由がある旨及びその具体的内容を記載した書面を添付しなければならないものとする。

（説明）

- (1) 法第5条の4第1項に規定する申立て等（申立て、請求その他の裁判所に對してする申述をいう。）について、規則において書面をもってすることが求められるものがあるため、電子情報処理組織を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所等に提出する方法によりすることができるものとしている。
- (2) 少年審判に関する手続において、申立て等に係る書面には作成者の署名押印又は記名押印が必要であると考えられるところ（刑事訴訟規則第58条、第60条参照）、電子情報処理組織による申立て等においては、署名押印又は記名押印に代えて、当該申立て等をする者の氏名又は名称を明らかにする措置（識別符号及び暗証符号を入力する措置）をとることとしている。なお、この措置をとるべき対象者から「検察官、司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者」を除いているのは、これらの者は識別符号や暗証符号を用いて裁判所のシステムにアクセスするのではなく、各自のシステムから裁判

所のシステムに電磁的記録を送信することにより申立て等を行うことが想定されるためである（当該機関が送信する当該申立て等に係る電磁的記録に署名押印に代わる措置として作成者表示措置と改変防止措置が付されることにより、本人性や内容の真正が担保される。）。）。

- (3) 法第5条の4第1項は、検察官及び弁護士である付添人が行う申立て等については、口頭でする場合を除き、原則として、電子情報処理組織を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所等に提出する方法によりしなければならないものとしている。検察官及び弁護士である付添人が電子申立て等の義務付けの例外として書面により申立て等を行うことができるのは、法第5条の4第3項の「第5条の4第1項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由」があるときに限られ、この事由がない場合には当該申立て等は不適法となる。このため、裁判所がその判断を速やかに行うことができるよう、電子提出義務を負う者が書面により申立て等を行う場合には、当該書面に、当該事由がある旨及びその具体的内容を記載した書面を添付しなければならないこととしている。

5 裁判所書記官等によるファイルへの記録等

- (1) 裁判所書記官は、法第5条の5に規定する申立て等に係る書面又は記録媒体のほか、少年審判に関する手続において法又は規則の規定に基づき裁判所に提出された書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項((2)により家庭裁判所調査官がファイルに記録した事項を除く。)をファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りではないものとする。
- (2) 家庭裁判所調査官は、保護事件の記録（家庭裁判所が専ら少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものに限る。）になるべき書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録することができるものとする。
- (3) 裁判所書記官又は家庭裁判所調査官は、(1)又は(2)により、書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録するときは、当該書面又は当該記録媒体の提出後、速やかにこれを行うものとする。
- (4) 裁判所は、(3)により、書面又は記録媒体に記載され、又は記録されて

いる事項がファイルに記録されたときは、当該書面又は当該記録媒体を裁判所に提出した者に対して返還することができるものとする。

(説明)

- (1) 法第5条の5本文は、申立て等が書面によりされたとき、又は、申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、原則として、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項を裁判所のファイルに記録しなければならない旨規定している。少年審判に関する手続においては、法又は規則に基づき、申立て等に係る事項以外の事項が記載された書面又はこれが記録された記録媒体も裁判所に提出されるところ、記録の一元的な管理との観点から、それらについてもファイルに記録しなければならないこととしている。
- (2) 家庭裁判所調査官が作成又は収集した少年調査記録になるべき書面については、家庭裁判所調査官が記録への編てつ等を行っている従前の実務を踏まえ、少年調査記録になるべき書面等に記載され、又は記録されている事項について、家庭裁判所調査官が、ファイルに記録することができることとしている。
- (3) 裁判所は、提出された書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項がファイルに記録されたときは、提出者に対して、当該書面等を返還することができる旨を規定することとしている。

提出された書面等に記載され、又は記録されている事項がファイルに記録された場合には、提出された書面又は記録媒体を裁判所において保管しておく必要性は基本的に乏しいといえる。しかし、少年審判に関する手続においては、裁判所に提出される書面は原本であることが殆どであり、当該書面を裁判所において廃棄することは適切とはいえないことなどから、当該書面等に記載、又は記録された事項をファイルに記録した後は、提出者に対して、当該書面等を返還することができるものとしている。

6 家庭裁判所への送致の方式等

(1) 家庭裁判所への送致の方式（第8条関係）

ア 家庭裁判所への事件の送致については、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と送致をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して送致書に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を

裁判所に提出する方法によりすることができるものとする。

イ 電子情報処理組織を使用して送致書に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行う家庭裁判所への事件の送致は、送致書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、当該送致をする者の使用に係る電子計算機から電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

ウ イの送致（検察官、司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者による送致を除く。）をする者は、あらかじめ、当該者に係る識別符号及び暗証符号を当該者の使用に係る電子計算機から入力しなければならないものとする。

エ イの送致をする場合において、規則の規定により署名押印又は記名押印をすることとされているものについては、送致をする者（検察官、司法警察員、警察官その他最高裁判所が定める者を除く。）は、当該規定にかかわらず、当該署名押印又は記名押印に代えて、氏名又は名称を明らかにする措置をとらなければならないものとする。

オ エの氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用して、送致をする者の使用に係る電子計算機から識別符号及び暗証符号を入力することとするものとする。

(2) 報告の方式（第 9 条の 3 関係）

家庭裁判所調査官は、法第 7 条第 1 項の規定による報告を電磁的記録をもって作成する報告書によることができるものとする。

（説明）

- (1) 前記 4 の規定は、電子情報処理組織を用いて申立て等を行えるようにするものであるが、家庭裁判所への事件の送致については申立て等に含まれないと考えられるため、書面である送致書等の送付に代えて、送致書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を電子情報処理組織を使用して送信してファイルに記録する方法又はこれを記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりできるとの規律を設けるものとしている。
- (2) 現行規則第 9 条の 3 は、家庭裁判所調査官が審判に付すべき少年を発見した際の裁判官への報告について、書面である報告書によるべき旨を規定しているところ、電磁的記録による報告書によってもできるとの規律を設けるものとしている。

7 付添人の選任等（第14条関係）

- (1) 4(2)の方法により付添人の選任をするときは、付添人と連署した書面の画像情報若しくは付添人との連署に代わる措置をとった電磁的記録をファイルに記録する方法又は当該画像情報若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体を家庭裁判所に提出する方法によるものとする。
- (2) 家庭裁判所は、(1)により付添人と連署した書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができるものとする。
- (3) (1)の連署に代わる措置は、当該電磁的記録が少年又はその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹及び付添人の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置とすること。
- (4) 法第10条第1項本文又は第2項の許可を求めるには、その旨及び少年と付添人との関係を記載した書面を家庭裁判所に提出してしなければならないものとする。

（説明）

- (1) 付添人の選任について、法第10条第1項により付添人を選任することができる者と付添人とは連署した書面（以下「付添人選任書」という。）を差し出してすることとなっているが、電子情報処理組織を利用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法によりする場合には、当該書面の画像情報又は連署に代わる措置をとった電磁的記録を提出することとしている。
- (2) 上記画像情報として不鮮明なスキャンデータ等が提出された場合に、その有効性判断の前提として、家庭裁判所において当該付添人選任書の提出を求められることとしている。
- (3) 上記連署に代わる措置として、付添人を選任することができる者及び付添人が当該電磁的記録の作成者である旨を表示するとともに当該電磁的記録について改変を防止する措置をとらなければならないものとしている。具体的には、付添人を選任することができる者が電子サインをした電磁的記録について、付添人が電子署名をする措置や、付添人を選任することができる者が署名した書面をスキャンして作成した電磁的記録について、付添人が電子署名をする措置などを想定している。
- (4) 弁護士以外の者が付添人となる場合には家庭裁判所の許可を要するが（法第10条第1項本文又は第2項）、その許可を求める旨及び少年と付添人と

の関係を記載した書面を提出しなければならないものとしている。現行規則第14条第2項は、付添人を選任するには付添人選任書に少年と付添人との関係を記載しなければならないものとし、同条第5項は、保護者が付添人となるには書面でその旨を届け出るものとし、当該届出の書面には少年と付添人との関係を記載しなければならないものと規定していた。かかる規定につき、①弁護士以外の者を付添人として選任する場合は、付添人選任書と法第10条第1項本文の許可の申請に係る書面を提出し、②保護者が自ら付添人になる旨の許可の申請をする場合は、法第10条第2項の許可の申請に係る書面を提出するものとし、当該許可の申請に係る書面の記載事項を整理したものである。

8 呼出状等にとるべき措置等

- (1) 調査又は審判のための呼出状、調査又は審判のための同行状、同行状に代わるもの、執行のための呼出状、執行のための同行状にとるべき措置（第15条、第17条、第41条、第42条関係）

調査又は審判のための呼出状、調査又は審判のための同行状、同行状に代わるもの、執行のための呼出状、執行のための同行状（以下「呼出状等」という。）には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は裁判官が当該ア又はイに定める措置をとらなければならないものとする。

ア 呼出状等が書面による場合 記名押印すること。

イ 呼出状等が電磁的記録による場合 呼出状等が裁判長又は裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該呼出状等の改変を防止するために必要な措置（呼出状等に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

- (2) 調査又は審判のための同行状、同行状に代わるものの記載要件等（第17条関係）

調査又は審判のための同行状又は同行状に代わるものには、本人の氏名、年齢及び住居、審判に付すべき事由、同行すべき場所、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ当該ア又はイに定める事項並びに発付の年月日を記載し、又は記録しなければならないものとする。

ア 同行状又は同行状に代わるものが書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず警察官又は保護観察官は同行状又は同行状に代わるものを返還しなければならない旨（同行状

に代わるものについては、(1)の措置をとった裁判長又は裁判官の氏名も含む。)

イ 同行状又は同行状に代わるものが電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず警察官又は保護観察官の使用に係る電子計算機及び記録媒体から同行状又は同行状に代わるものを消去する措置及び同行状又は同行状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判長又は裁判官に提出しなければならない旨（同行状に代わるものについては、(1)の措置をとった裁判長又は裁判官の氏名も含む。）

(説明)

- (1) 呼出状及び同行状については、書面によるほか、電磁的記録によることができる旨が定められたことから（法 11 条 3 項）、呼出状等の方式に応じて、裁判長又は裁判官のとるべき措置を定めることとしている。
- (2) 調査又は審判のための同行状又は同行状に代わるものの記載要件等について整理している。

書面である同行状等を複数発付した場合には本人に示して同行した際の同行状以外の同行状等は返還しなければならないと解されているところ、電磁的記録である同行状等は、これを印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、複数発付に近い状態になることを踏まえ、書面である同行状等の返還に相当する措置として、廃棄し又は消去する措置を求めることとし、その旨を同行状等に記録することとしている（同行状等の執行と執行後の処理については後記 10 参照）。

9 電子情報処理組織による呼出状の送達等

(1) 呼出状の送達（第 16 条関係）

ア 電磁的記録による呼出状の送達については、民事訴訟法の電磁的記録の送達に関する規定（民事訴訟法第一編第五章第四節第三款。ただし、民事訴訟法第 109 条の 2 第 2 項後段及び第 109 条の 4 を除く。）を準用するものとする。

イ 刑事施設の長に対してする電磁的記録である呼出状の送達は、電磁的記録による呼出状を記録した記録媒体若しくは当該呼出状に記録されている事項を印刷した書面を刑事施設の長に送付し、又は当該呼出

状を裁判所の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて刑事施設の長の使用に係る電子計算機に送信する方法によってもすることができるものとする。

(2) 電子情報処理組織による呼出状の送達等

ア (1)アにおいて準用する民事訴訟法第109条の2第1項ただし書の届出をする場合には、同条第2項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければならないものとする。

イ (1)アにおいて準用する民事訴訟法第109条の2第1項本文の通知は、(2)アにより届け出られた電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法によってもするものとする。

(説明)

- (1) 事件の調査又は審判について必要があると認めるときに発する呼出状（法第11条第1項）の送達については、現行規則16条第2項において民事訴訟及び刑事訴訟の送達に関する規定が準用されている。民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法（以下「民事訴訟法」という。）第一編第五章第四節第三款は、電磁的記録（裁判所の使用するサーバのファイルに記録されたもの）の送達について定めており、①送達すべき電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面（出力書面）を書類の送達と同じ方式により送達するか（同法第109条）、②電子情報処理組織を使用する方法により送達する（システム送達。同法第109条の2第1項本文）こととされている。電磁的記録による呼出状の送達についても、これらの規定を準用することとしている。

ただし、システム送達は、当該送達を受けるべき者が当該方法により送達を受ける旨を届出している場合に限り、とることができるが（民事訴訟法第109条の2第1項ただし書）、この届出の際に、送達受取人をも届け出ることができるとする同条第2項後段については、少年保護事件の特質に鑑みて、秘密保持、少年の情操・権利保護の観点からは、呼出状が呼び出すべき者以外の目に触れることは相当でないから、準用規定から除外することとしている（なお、同法第109条の4は、システム送達の届出が義務付けられる者（委任を受けた訴訟代理人等）に係る規定であり、呼出状の送達の場面では準用する必要性がないために除外している。）。

呼び出すべき者が刑事施設に収容されている場合には、当該刑事施設の長に呼出状を送達することとされているところ（現行規則第16条第2項にお

いて準用する民事訴訟法第99条3項参照)、当該施設の長に電磁的記録による呼出状を送達することができることとし、その方法として、民事訴訟の法令により出力書面による送達又はシステム送達を行えるものとしている(要綱(1)ア)。なお、留置施設収容中の者については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第286条により留置業務管理者に送達することとなると解されるほか、少年鑑別所又は少年院に収容中の少年は、国の強制力により収容されている点で刑事施設収容中の者と類似するため、施設の長に送達を行うのが相当と解されている。

また、これらの場合の電磁的記録の送達については、上記のデジタル化後の民事訴訟の法令に定められた方法に加えて、改正後の刑事訴訟規則において、要綱(1)イの各方法についても定める方針であるところ、少年保護事件においても、これと同様の方法をとることができる旨を定めることとしている。具体的には、電磁的記録である呼出状を記録した記録媒体を送付する方法、当該電磁的記録に記録されている事項を印刷した書面を送付する方法、裁判所が使用するシステムと施設が使用するシステムとを連携して、当該電磁的記録を送信する方法の3つである。3つ目の方法は、警察の留置施設については、裁判所が使用するシステムと留置施設が使用するシステムとを連携し、システム間で電磁的記録の送受信をすることが可能となることを想定したものである。

- (2) システム送達については、裁判所書記官が、送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録を閲覧又は記録(ダウンロード)することができるような措置をとるとともに、送達を受けるべき者が届け出た連絡先に当該措置がとられた旨の通知を発信する方法により行う(民事訴訟法第109条の2第1項本文参照)。電磁的記録による呼出状のシステム送達についても、一般的に信頼されている電子的な通知の方法として、送達を受ける者が届け出たメールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法とすることを定めることとしたものである(民事訴訟規則第45条の2参照)。

10 同行状の執行と執行後の処置(第18条関係)

- (1) 同行状を執行するには、本人に対し、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとった上、できる限り速やかに指定された場所に同行しなければならないものとする。

ア 同行状が書面である場合 同行状を示すこと。

イ 同行状が電磁的記録である場合 同行状に記録された事項及び8(1)イの措置に係る裁判長又は裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面

その他のものに表示して示すこと。

- (2) (1)の措置をとることができない場合においても、急速を要するときは、(1)にかかわらず、少年に対し、審判に付すべき事由及び同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができるものとし、この場合においては、できる限り速やかに、(1)の措置をとらなければならないものとする。
- (3) 同行状を執行したときは、執行した者の氏名、執行の場所及び年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、これを執行することができなかつたときは、その事由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとする。
- (4) 同行状の執行に関する書類及び電磁的記録は、執行したとき、又は執行することができなかつたときは、執行を指揮した裁判官にこれを提出しなければならないものとする。
- (5) 裁判官は、同行状の執行に関する書類及び電磁的記録を受け取ったときは、執行することができなかつた場合を除いて、裁判所書記官をして、同行された年月日を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成させなければならないものとする。

(説明)

- (1) 電磁的記録である同行状の執行について、本人に対して当該同行状を示す方法を規定することとしている。
- (2) 現行規則第18条4項は、同行状を執行したときは、これに執行の場所及び年月日時を記載し、同行状を執行することができなかつたときは、その事由を記載して記名押印をしなければならないこととしていたが、8(1)のとおり、電磁的記録である同行状には、裁判所又は裁判官が改変を防止するために必要な措置をとることになるため、このような措置がとられた当該同行状には、付記や記名押印をすることができない。そこで、同行状を執行したときは、執行した者の氏名、執行の場所及び年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、これを執行することができなかつたときは、その事由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとしている。

11 参考記録等の送付等（第37条の2関係）

- (1) 保護処分決定をした家庭裁判所は、保護観察所、児童自立支援施設、児童養護施設、少年院その他の関係機関の長に対し、少年の処遇に関す

る意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類又は電磁的記録（以下「参考記録等」という。）を送付することができるものとする。

- (2) 関係機関は、保護処分が終了し又は取り消されたときは、速やかに次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める措置をとらなければならないものとする。

ア 参考記録等が書面である場合 当該参考記録等を家庭裁判所に返還すること。

イ 参考記録等が電磁的記録である場合 当該参考記録等を関係機関の使用に係る電子計算機及び記録媒体から消去する措置並びに当該参考記録等に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとった旨を記録した電磁的記録を家庭裁判所に提出すること。

(説明)

- (1) 現行規則第37条の2第1項による参考書類（少年の処遇に関する意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類）の送付先については、同第37条第2項の通知先（裁判所による決定の通知先）と同様であると解されているところ、少年鑑別所長が少年院の送致決定の通知先とされているなど、同項の通知先は必ずしも保護処分の執行機関に限られていない。参考書類の送付が、執行機関においてなるべく早期に保護処分の内容等を理解してより充実した処遇を行うことを目的としていることを踏まえ、家庭裁判所から執行機関に対し、参考記録等の送付を直接行うことができるようにするとともに、保護処分決定の執行前の段階では、家庭裁判所において参考記録等を送付すべき執行機関を把握することが困難であることが想定されることから、必要に応じて、執行機関以外の関係機関に対しても参考記録等を送付することができるものとしている。
- (2) 関係機関は、保護処分が終了し又は取り消された後に、参考記録等を保管する必要はない。参考記録等が書面である場合には従前どおりその返還を求めることになるが、参考記録等が電磁的記録である場合には、当該電磁的記録やこれを複写した電磁的記録を消去する措置や、当該電磁的記録に記録された事項を印刷した書面を廃棄する措置をとり、これらの措置をとった旨を記録した電磁的記録を提出することで、家庭裁判所に通知するものとしている。

12 連戻状の記載要件等（第57条、第58条関係）

(1) 連戻状の返還に関する記載要件

連戻状には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ当該ア又はイに定める事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。

ア 連戻状が書面による場合 有効期間経過後は連戻しに着手することができず少年院若しくは少年鑑別所の職員又は警察官は連戻状を返還しなければならない旨

イ 連戻状が電磁的記録による場合 有効期間経過後は連戻しに着手することができず少年院若しくは少年鑑別所の職員又は警察官の使用に係る電子計算機及び記録媒体から連戻状を消去する措置並びに連戻状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

(2) 数通発した連戻状の返還に関する記載要件

請求により数通を発した連戻状（書面である場合に限る。）には、連戻状により連戻しをした場合には、遅滞なく当該連戻状以外の連戻状を返還しなければならない旨をも記載しなければならないものとする。

(3) 連戻状の作成方法

連戻状には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該ア又はイに定める措置をとらなければならないものとする。

ア 連戻状が書面による場合 記名押印すること。

イ 連戻状が電磁的記録による場合 連戻状が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該連戻状の改変を防止するために必要な措置（連戻状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

(4) 連戻状を複写したものの消去等

少年院若しくは少年鑑別所の職員又は警察官は、電磁的記録である連戻状により連戻しをした場合において、他に連戻状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録があるときは、遅滞なく、これらを廃棄し、又は消去しなければならないものとする。

（説明）

- (1) 連戻状について、書面によるほか電磁的記録によることができる旨が定め

られたことから（改正後の少年院法 89 条 4 項等）、連戻状の方式に応じた記載要件及び作成方法を規定することとしている。

書面による連戻状を数通発付する場合について、連戻状により連戻しをしたときには、少年院若しくは少年鑑別所の職員又は警察官において、提示しなかった残りの連戻状を保持し続ける必要はなく、これを保持させたままでは濫用のおそれが否定できない。このため、提示しなかった連戻状を遅滞なく返還しなければならない旨についても、連戻状の記載要件とすることとしている。

- (2) 同様に、電磁的記録である連戻状により連戻しをした場合において、当該連戻状の複製物やこれを印刷した書面を少年院若しくは少年鑑別所の職員や警察官においてこれらを保持し続ける必要はなく、濫用のおそれが否定できないことにかんがみ、これらの廃棄又は消去を求めることとし、その旨を連戻状に記録することとしている。

第 2 映像と音声の送受信による通話の方法による手続に関する規定の整備

1 映像と音声の送受信による通話の方法による手続における少年への告知等

- (1) 少年鑑別所に送致する観護措置決定手続における少年への告知等（第 19 条の 3 関係）

法第 17 条第 1 項第 2 号の措置をとるに際して、裁判長又は裁判官が、少年鑑別所、少年院又は刑事施設にいる少年に対し供述を強いられることはないこと及び付添人を選任することができることを分かりやすく説明した上審判に付すべき事由の要旨を告げこれについて陳述する機会を与える場合において、家庭裁判所に少年を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、少年鑑別所、少年院又は刑事施設に少年を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該手続をすることができるものとし、この場合においては、少年に対し、あらかじめ、裁判長又は裁判官が当該手続をする旨を告げなければならないものとする。

- (2) 観護の措置が勾留とみなされる場合の少年等への告知等（第 24 条の 2 関係）

法第 17 条第 1 項第 2 号の措置により少年鑑別所に收容されている本人に対し第 24 条の 2 第 1 項本文の規定により罪となるべき事実並びに刑事訴訟法第 60 条第 1 項各号の事由がある旨及び弁護人を選任することができる旨を告げる場合において、家庭裁判所に本人を在席させて当

該手続をすることが困難な事情があるときは、少年鑑別所に本人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法によって、当該手続をすることができるものとし、この場合においては、本人に対し、あらかじめ、裁判長が当該手続をする旨を告げなければならないものとする。

(3) 第一回の審判期日における少年への告知等（第29条の2関係）

第29条の2第1項の規定による審判に付すべき事由の告知を2(2)の方法により行う場合においては、少年に対し、あらかじめ、裁判長が当該手続をする旨を告げなければならないものとする。

(4) 少年への決定の告知（第3条関係）

少年の面前で行うべき決定の告知について、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法によることもできるものとする。

(説明)

改正後の刑事訴訟法において、裁判官と刑事施設等に在所中の被疑者・被告人との間における映像と音声の送受信による通話の方法による勾留質問の手続を行うための規定等（同法第61条第2項等）、ビデオリンク方式による各種手続が創設された。少年鑑別所等の施設に在所中の少年等を裁判所に在席させて手続を行うことが困難である場合に、当該施設に在席させたまま告知等の手続を行えるようにする必要性が存在することは刑事事件と同様であるから、裁判官が少年等の面前で告知すべきとされている手続について、映像と音声の送受信による通話の方法によっても当該手続を行えるようにするものである。ビデオリンク方式による手続を実施する場合においては、少年等が、画面越しに映し出された人物が裁判官であることを認識することができるよう、少年等に対し、あらかじめ、裁判長が当該手続をする旨を告げなければならないこととしている。

2 映像と音声の送受信による通話の方法による審判期日への出頭等

(1) 家庭裁判所調査官の出席（第28条関係）

家庭裁判所は、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判長が審判期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下2において同じ。）以外にある場所に家庭裁判所調査官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法によって、審判期日における手続を行うことが

できるものとし、この場合において、その場所に在席した家庭裁判所調査官は、その審判の席に出席したものとみなすものとする。

(2) 少年の出頭及び付添人の出席

ア 家庭裁判所は、審判期日における手続を行う場合において、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる場合であって、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況、付添人の数その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、少年の健全な育成を妨げるおそれその他審判の適切な運営を妨げるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官（検察官関与決定をした事件に限る。）及び付添人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であって、適当と認めるものに少年を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した少年は、その審判期日に出頭したものとみなすものとする。

(ア) 同一構内への出頭に伴う移動に際し、少年の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている少年を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

(イ) 少年がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

(ウ) 法第十七条第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容されている少年が天災その他の事由により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

イ 付添人は、家庭裁判所がアの規定により審判期日における手続を行うときは、少年が在席する場所に在席することができるものとし、この場合において、その場所に在席した付添人は、その審判の席に出席したものとみなすものとする。

ウ 家庭裁判所は、アの方法によって審判期日における手続を行う場合（少年が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該場所について、少年に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他少年の在席する場所が当該方法によって手続を行うために適当であることを確認しなければならないものとする。

(3) 保護者の出席

ア 家庭裁判所は、審判期日における手続を行う場合において、やむを

得ない事由があり、かつ、相当と認めるときは、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であって、相当と認めるものに保護者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した保護者は、その審判の席に出席したものとみなすものとする。

イ 家庭裁判所は、アに規定する方法によって審判期日における手続を行う場合（保護者が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該保護者に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他当該保護者の在席する場所が当該方法によって手続を行うために適当であることを確認しなければならないものとする。

(4) 少年の親族、教員その他相当と認める者の出席（第29条関係）

ア 家庭裁判所は、審判期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であって、相当と認めるものに少年の親族、教員その他相当と認める者（以下「少年の親族等」という。）を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した者は、その審判の席に出席したものとみなすものとする。

イ 家庭裁判所は、アに規定する方法によって審判期日における手続を行う場合（少年の親族等が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該少年の親族等に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他当該少年の親族等の在席する場所が当該方法によって手続を行うために適当であることを確認しなければならないものとする。

(説明)

- (1) 現行規則第28条1項が裁判官及び裁判所書記官は審判の席に列席するものとしているのとは異なり、同条2項は、家庭裁判所調査官について「裁判長の許可を得た場合を除き、審判の席に出席しなければならない」ものとしている。家庭裁判所調査官は、円滑な審理運営への寄与や教育的効果の増大、適切かつ効果的な処遇選択に繋がること等から審判に出席することが望ましいが、その許可については事案の内容、出席の必要性等を踏まえた裁判長の

判断に委ねられている。そして、家庭裁判所調査官が、ビデオリンク方式による審判期日の出席が可能となれば、審判期日に出席することができる機会が増え、円滑な審判運営に寄与するとともに、審判の教育的効果を増すことができると考えられることから、これを認めることとしている。このように、裁判長が、事案に応じて家庭裁判所調査官の出席の必要性及び方法を検討して適切な運用を図ることとなるから、本文(2)以下と異なり特段の要件は設けていない。

- (2) 改正後の刑事訴訟法第286条の3において、公判期日における手続を行う場合における映像と音声の送受信による通話の方法による被告人の出頭に関する規律が創設されたところ、少年の保護事件の審判期日についても、少年を他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、適当と認めるものに在席させたまま当該審判期日の手続を行う必要性が存在することは否定できないから、同条1項各号に掲げる場合と同様の規律を設けることとしている（(2)アの（ア）及び（イ））。これに加えて、少年事件は、観護措置における収容期間が厳格に定められており（法第17条）、少年が天災、長期間の交通途絶等により同一構内に出頭できない場合に、期日変更等で対応することが極めて困難な事態が生じ得る。このような少年事件の身柄事件の特質を踏まえ、観護措置をとられて少年鑑別所に収容されている少年が天災その他の事由により裁判所に出頭することが著しく困難な場合にも、ビデオリンク方式による審判期日を行い得るものとした。他方で、審判期日への少年の出頭については、裁判官等と対面することで感銘力をもって少年への教育的効果を上げることなど、適切な審判運営の観点等を考慮する必要があることから、(2)アの（ア）、（イ）又は（ウ）の要件に加えて、家庭裁判所が、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況、付添人の数その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、少年の健全な育成を妨げるおそれその他審判の適切な運営を妨げるおそれがなく、かつ、相当と認めるときに限って、付添人がある場合には付添人の意見を聴取した上で、ビデオリンク方式での出頭を認めることとしている。

ビデオリンク方式で少年が審判期日に出頭したものとみなされる場合において、付添人は、少年の在席する場所に在席することで、当該審判の席に出席したものとみなすこととしている。これは、改正後の刑事訴訟法第288条の2において、弁護人は、ビデオリンク方式で公判期日における手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができ、この場合において、その場所に在席した弁護人は、当該公判期日に出頭したものとみなす旨の規律を設けていることを参照したものである。

ビデオリンク方式で審判期日における手続を行う場合には、当該手続の実施前に、少年が在席する場所が当該方法によって手続を行うために適当なものであることを確認することとしている。事案や在席場所を踏まえて、映像と音声を送受信して通話するために用いるカメラを動かして室内全体や少年の手元・足元を映してもらい、場所の状況を確認することなどが考えられる。

- (3) 保護者については、やむを得ない事由があり、かつ、相当と認めるときに限り、ビデオリンク方式での審判期日への出席を認めることとしている。

保護者の審判期日への出席については、審判期日に保護者を呼び出さなければならないとされているが、保護者が出席しなくても審判を行うことができ、必要的出席者とはされていない（現行規則第25条第2項、第28条第3項参照）。もっとも、保護者が、少年の権利・利益の擁護者としての立場を有するのみならず、要保護性判断のための資料を得る対象、少年の改善教育のために働きかけを行う対象としての立場も有しているなど重要な地位を有していることから、審判期日に出席しやすくするのが適当である。

そこで、保護者についてビデオリンク方式での審判期日への出席を認めることとしている。他方で、保護者は、要保護性判断のための資料を得る対象、少年の改善教育のために働きかけを行う対象としての立場を有しており、保護者からどの程度資料を収集し、少年の改善教育のための働きかけを行う必要があるかは、事件ごとに異なり、これらの目的を達成するための手段として上記方式での出席が適当であるかを含め、職権主義的審問構造の下、家庭裁判所の判断によることが相当であると考えられるため、家庭裁判所が、やむを得ない事由があり、かつ、相当と認めるときに限ることとしている。

- (4) 少年の親族、教員その他相当と認める者は、審判の教育的機能や処遇の効果に資する者として裁判長の許可を受けて、審判期日への出席を認められているところ（現行規則第29条）、対面では出席できないが、ビデオリンク方式での出席は可能である場合には、これを認める方が審判の教育的機能発揮に資するといえる。

他方で、これらの者については、裁判長の裁量的判断により出席を許可されるに過ぎず、職権主義的審問構造の下、家庭裁判所には、出席許可について広範な裁量権があることから、家庭裁判所が相当と認めるときに限って、これらの者のビデオリンク方式での出席を認めることとしている。

3 映像又は音声の送受信による通話の方法による審判の準備（第30条の

4 関係)

(1) 検察官及び弁護士である付添人の出頭

家庭裁判所は、検察官関与決定をした場合において、適当と認めるときは、検察官及び弁護士である付添人を出頭させて、又は他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判長が打合せを行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下、(2)において同じ。）以外にある場所であって、適当と認めるものに検察官若しくは弁護士である付添人を在席させ、映像又は音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、当該決定をした事件の非行事実を認定するための審判の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができるものとする。

(2) 合議体の構成員の在席場所

家庭裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像又は音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、(1)の打合せを行うことができる。

(説明)

現行規則第30条の4は、検察官関与事件について、非行事実を認定するための審判の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができるとする規定であり、少年に出頭権が認められていないなど重要な事項を決する手続であるとはされていないことからすれば、ウェブ会議や電話会議での打合せを行うことも柔軟に認めることが相当と考えられる。そこで、裁判所が、適当と認めるときには、映像又は音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって打合せを行うことも可能とする規律を設けることとしている。

また、家庭裁判所の合議体の構成員についても、上記方法によって打合せに参加することができるものとしている。

4 写真撮影等の制限

審判の手続における写真の撮影、録音、録画又は放送は、裁判長又は裁判官の許可を得なければ、これを行うことができないものとし、ただし、特別の定めのある場合は、この限りでないものとする。

(説明)

従前から、法廷警察権や庁舎管理権により、無断撮影等を禁ずることは可能であったと考えられるが、今般の規則改正により、非対面方式による手続が行えるようになることを踏まえ、審判の手続一般について写真撮影等を制限する

【機密性 2】

こととしている。

第3 その他

その他所要の規定を整備するものとする。